

不良債権問題の基本的な考え方

安井 肇

関理事長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから講演会を開かせていただきます。

本日は、御案内いたしましたように、日本銀行の安井肇検査局次長をお招きいたしましたして、不良債権問題の基本的な考え方や日本銀行の審査についての考え方などをお話し願うことになっております。

不良債権問題は、現在、最大の関心事項でありますし、いろいろな政策展開も行われているわけでございますが、安井様はそういった実態等に大変お詳しい方でございます。

また、証券会社についても日本銀行の審査という制度が始まって、もう相当経つわけでございますが、日

銀審査の担当の責任あるお立場の方からお話を聞く機会というのも、今までほとんどなかったように思いますので、このような形でお話を聞かせていただくのは、大変いい機会ではないかと思えます。

安井様の御略歴については、そこにお配りしておりますので、多くは申し上げませんが、ロンドン駐在の御経験とか、名古屋支店の営業課長のお仕事等もなさっておられますし、支店長は横浜でお務めでございます。審査の御経験も大変長く、現在は検査局次長といたしてお立場にあられます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま御紹介いただきました日本銀行の安井でございます。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私どもは、去る二〇月一日に、「不良債権問題の基本的な考え方」というペーパーを公表させていただきました。本日は、そのペーパーの背後にある考え方、こういうペーパーを取りまとめるに至った経緯等についてお話を申し上げます、最後に、日本銀行の考査のあり方、その中で証券会社に対する考査についても、多少触れさせていただければと思っている次第でございます。

今年の一〇月のペーパーの公表に至った背後にある事実関係の調査、把握といったものにつきましては、日本銀行におきます考査という事務を通じて得られましたいろいろな知見があるということとは御理解いただけるのではないかと思います。

「不良債権問題の基本的な考え方」を一〇月一

日に公表したわけでございますけれども、まず、その経緯を申し上げます。御承知の通り、わが国経済はバブル経済の崩壊後、既に十数年を経て、なおこの問題からなかなか抜け出せないでいる。そうした中で、どういつふうこの問題を捉えていけば解決への道筋が見えるのか、いろいろな要因が複雑に絡み合っている中で、何を本質的なものとして捉えていけばいいのか、という問題について、六月頃から考査局の中で考え始めました。その作業の結果を何らかの形で世に問うていくことができるといふことで出来上がったのが「不良債権問題の基本的考え方」であります。

一、不良債権発生背景

資料の図表1では、不良債権問題発生背景として、これまでの不良債権の処理額を示させてい

不良債権問題の基本的な考え方

図表1 不良債権のこれまでの処理額の推移

全国銀行ベースで既に約90兆円の不良債権処理（貸倒引当・償却等の費用）を実施。この規模は、1980年代後半（1986～1990年）の貸出増加額（約110兆円＜うち、建設・不動産・ノンバンク3業種向け約40兆円＞）の約8割に相当。

(兆円)

	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	2001年度	累計
全国銀行	1.6	3.9	5.2	13.4	7.8	13.3	13.6	6.9	6.1	9.7	81.5 ^(注)
都長信	1.6	3.9	5.2	11.1	6.2	10.8	10.4	5.4	4.3	7.7	66.7

* 1992～1994年度の全国銀行は、都長信のみの計数。

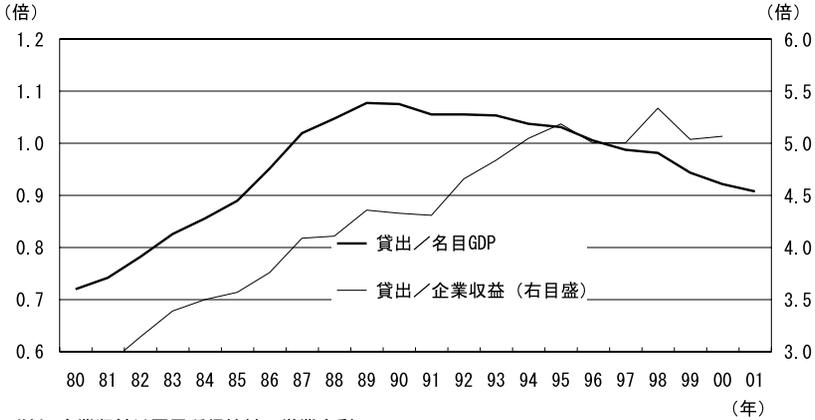
(注) 破綻行まで含むベースでみると、1992～2001年度の不良債権処理額の累計額は、約90兆円に達している。

ただいております。九二年以降の全国銀行の不良債権処理額、これは直接、間接の償却引当と一般貸倒引当金の増加分、さらに債権売却等々による損失等を含めたものの合計であります。この不良債権処理額が全体で九二年以降、八一兆五〇〇億円にも達します。さらに、既に破綻している銀行を含めれば、約九〇兆円にも上る不良債権の処理が行われています。この額は、八〇年代後半の一九八六年から九〇年間の貸出増加額一一〇兆円の八割にも相当する金額です。それでもなおかつ九月末まで全国銀行で四〇兆円強の不良債権が残っているのですから、不良債権の規模は尋常でないということです。

資料の図表2では、経済の規模と金融の関係をお示しております。太い実線が名目GDPに対する全国銀行の貸出残高の比率を示しております、これは左目盛りで見えていただくわけですが、

図表2 貸出残高と名目 GDP の関係

貸出残高と名目 GDP の比率は、既にバブル前(1985年)の水準に復帰。
 -ただし、企業収益と比べるとまだ高水準。



(注) 企業収益は国民所得統計の営業余剰

二〇〇一年末ぐらいの段階で既に大体〇・九倍になっており、一九八五年ぐらいのレベルまで戻ってきております。つまり、バブル期には貸出が急増して、名目GDPに対する貸出のウエートは一・一倍弱まで上昇したわけですが、現時点ではバブル発生前のレベルまで戻ってきているということでありませう。

しかしながら、次に細かい線で示しております企業収益に対する貸出のウエート(倍率)は、右目盛りでみて頂きますが、まだ五倍程度という水準であります。一九八五年〜一九八六年にはそれが三・五倍とか四倍弱でありましたので、企業収益との関係でいえば、まだまだ高水準のところにとどまっていると見られます。

図表3でございますけれども、これはむしろ皆様方の方が詳しいかと思いますが、株価が〇〇円を割れている企業の数がどんな状況になって

不良債権問題の基本的な考え方

図表 3 株価100円割れ企業数の推移

ここ数年は、建設、不動産、金融・保険のほか、機械、電気機器などの製造業や商業でも株価100円割れの企業数が増加している。

(東証一部上場企業、社)

	96年末	97年末	98年末	99年末	2000年末	2001年末
合計	0	78	67	76	113	169
非製造業	0	39	37	36	49	67
うち建設	0	16	12	15	23	27
不動産	0	3	4	4	3	5
金融・保険	0	3	8	1	1	4
商業	0	8	6	7	11	17
その他	0	9	7	9	11	14
製造業	0	39	30	40	64	102
うち機械	0	7	3	4	11	18
繊維	0	9	5	8	15	17
鉄鋼	0	6	7	9	13	15
電気機器	0	2	4	4	3	10
輸送用機器	0	2	0	5	5	8
食品	0	3	0	0	0	4

TOPIX 1,470.94 1,175.03 1,086.99 1,722.20 1,283.67 1,032.14

- (注) 1. 株式分割・併合などに伴う調整は行っていない。
2. 年末時点で値のついていない銘柄、管理ポスト・調整ポスト銘柄は対象外。

いるのかを示したものでござい
す。これを見ていただきますと、
九六年末は株価全体の水準自身が
今より高かったから、当然かもし
れませんが、そうした企業は皆無
でした。その後九八年末ごろにな
ると、一〇〇円割れの企業数が
全体で六七でしたのが、二〇〇一
年末には一六九にもなっていま
す。もちろんTOPIXが九八年
末一〇八七ポイントから二〇〇一
年末一〇三三ポイントへと低下は
していますが、株価一〇〇円割れ
企業の数の増加が顕著であるとい
われます。また、九八年末の株価
一〇〇円割れ企業のうち非製造業
が三七と過半数を超えていたの

が、二〇〇一年の場合には一六九のうち六七になつています。他方、九八年末に三〇社しかなかった製造業が、二〇〇一年末には一〇二社にまで増加しています。

このように製造業において株価一〇〇円割れの企業がここ数年多く発生していることが見てとれます。機械、繊維、鉄鋼、電気機器では二桁台、また、九八年末には全く株価一〇〇円割れの企業がなかった輸送用機器で八社、食品で四社の一〇〇円割れ企業が出てきております。いわゆるバブルに関連していたといわれている建設、不動産、ノンバンクを含む金融・保険といったもの以外に、製造業の中でかなりの業種に散らばつてこうした企業が発生しているわけでありませう。

従いまして、現在の不良債権問題というのは、バブルの生成、崩壊ということに端を発していることは間違いないわけでありませうけれども、どう

もそれだけでは説明し切ることできないと考えられます。バブル以降これまでの間において、例えばアジア経済の勃興に伴う生産拠点の海外移行でありますとか、あるいは、消費者の嗜好の変化やエイジングというか、少子高齢化に伴う需要構造の変化といった経済全体の構造変化の中で、いわゆる勝ち組、負け組というような二極分化が起こってきた結果として、株価が一〇〇円割れとなる企業数が増えてきたわけでありませう。

そういう意味で、不良債権問題の捉え方というもの、いわゆるバブルの負の遺産の処理というだけではなくて、産業構造の調整圧力を背景とする問題でもあると捉えるべきではないかと考えられます。少し角度をかえていうならば、不良債権問題は、バブル期に融資の押売りをした金融機関とそれを受入れた一部企業との間の問題という捉え方ではなくて、日本経済全体を覆っている大きな

問題の一環として捉えていかななくてはいけない、ということになると考えられます。つまり、単に金融機関が不良債権を処理する、あるいは企業の過剰債務を処理するという捉え方ではなくて、日本経済全体の問題として取扱っていかなくてはいけないのではないかと、換言すれば、「金融」という狭い分野で捉えることだけでは十分ではないのではないかと、という問題提起をさせていただいたということでもあります。

二、不良債権とは何か

——不良債権の経済価値

それでは、「不良債権」というのは、そもそも一体何であるか」という話の「そもそも論」をどのように整理したらいいのだろうかということでもあります。不良債権というのは、いわゆる金融再生法でいうところの破綻更正債権及びこれに準ずる

債権、危険債権、それから要管理債権というようなものの合計という形で法律的には定義をされておりませんが、それをファイナンス理論の方から攻めていくと、一体どのようになるかということをお示ししたのが図表4でございます。

(例) のところから見ていただきたいと思います。ある貸出債権がありまして、そこで毎年平均的にR円の収益が期待される。もう一方で、C円の損失というか、信用コストが発生するというふうに考えられたとします。そのときの将来のキャッシュフローに対する割引率を i と置きましょ。そうすると、この貸出から得られるキャッシュフローの割引現在価値は、その等式の右側の部分、 $R-C$ というのが一年目に得られるキャッシュフローであり、それを $1+i$ で割ったものが、一年目のキャッシュフローの現在割引価値であります。

図表 4 不良債権とは何か（概念的な整理）

不良債権＝期待収益の低下あるいは損失発生リスク増大により、
 経済的価値の低下した債権
 ＝時価が簿価（当初価額）を下回る債権

（例）ある貸出から毎年平均的に R 円の収益が期待され、C 円の損失（信用コスト）が発生する場合。
 （割引率 i 。ここでは簡単のため、貸出期間は無期限と仮定。）

当初期待された状態

$$\begin{array}{c}
 \downarrow \\
 B < \frac{R-C}{i} = \frac{R-C}{1+i} + \frac{R-C}{(1+i)^2} + \frac{R-C}{(1+i)^3} + \dots \\
 \text{簿価} \quad \text{時価}
 \end{array}$$

不良債権化

$$\begin{array}{c}
 B > \frac{R'-C'}{i} \quad \left\{ \begin{array}{l} R' < R \\ C' > C \end{array} \right. \\
 \updownarrow \\
 C' > \frac{R'-iB}{i} \\
 \text{毎年の損失} \quad \text{貸出から上る収益} \\
 (=信用コスト)
 \end{array}$$

次の項は、分母が $1+i$ の 2 乗になつており、その貸出から得られる二年目のキャッシュフローの割引現在価値です。ここでは貸出期間は無限大と仮定しておりますので、これが二年目、三年目とずっと続きます。それらの和が等式の左側、 $R-iC$ を i で割つたもので、これがいわばその貸出債権から得られるキャッシュフローの割引現在価値に相当するものです。

これは教科書に書いてあるとおりのことを示したものです。

貸出を実行する場合においては、この割引現在価値がその貸出債権の簿価を上回っている状態が継続する、と期待しているということになるかと思ひます。

ところが、例えば、金利の支払が滞

るとか、減免措置がとられる等々のことがあると、収益のRの部分がR'まで減少することがあります。他方で、経済情勢の変化に伴って、例えばその貸出先の企業が属している格付やグループ・ピングにおきます倒産確率が上がるとか、あるいは、倒産確率は同じであっても、例えば、不動産の価格が下がるといふことがあれば、それを担保としていた場合には万一倒産や破綻が起こって回収するためにその担保を処分しても回収できる金額が減るといふことが起こってくるわけであります。そのような場合には、当初予想していたCよりもC'にまで信用コストの部分がふくれ上がることになりません。Rの減少ないしCの増加の程度によって貸出から上るであろう収益から信用コストを引いたものの割引現在価値が、その簿価を下回ってしまうような状態が発生し得るわけでありません。

この不等式の両辺に i を掛け算して C' を右側から左側へ移しますと、毎年の損失、信用コスト C' が、 $R' - \text{簿価} \times \text{金利}$ （貸出から上る収益）を上回っているような状態を示します。ファイナンスの理論からは、信用コストが貸出から上る収益を凌駕してしまうような状態になってしまったものが不良債権である、といえるということになるわけであります。

図表4の冒頭にあります通り「不良債権 \parallel 期待収益の低下あるいは損失発生リスク増大により、経済的価値の低下した債権」であり、直截的に申せば、「時価が簿価（当初価格）を下回る債権」ということになります。そして、不良債権の要処理額は、当該債権の低下した時価と簿価との差額ということでありまして、そのことが図表5の上段に示されているわけでございます。

図表5 不良債権とは何か（概念的な整理）〈続き〉

不良債権要処理額 (引当不足額)	$D = B - \frac{R-C}{i} \quad \left[B > \frac{R-C}{i} \right] \text{の場合}$ (不良債権要処理額) $= \frac{C - (R-iB)}{i}$
 <p style="text-align: center;">同じ概念 (符号が逆)</p>	
理論的な自己資本	$K = \frac{R-C}{i} - B \quad \left[B < \frac{R-C}{i} \right] \text{の場合}$ (自己資本) $= \frac{(R-iB) - C}{i}$ <p style="margin-top: 10px;">= 信用コストを上回るネット収益を上げられれば、それは株主に帰属→自己資本</p>

ここでは、単純化のために仮に貸出だけしか資産を持たない金融機関を想定してみよう。最初の式は、もし簿価よりも貸出の時価が低いとすれば、その差額こそが不良債権の要処理額であり、それに相当する額の引当てを計上する必要がある、ということを示しています。ここで分母を全部共通化させて、Cを括弧の外へ出しますと、二番目の式になります。これは、貸出から上るネット収益に対してこれを信用コストが上回る部分の割引現在価値に相当するものが、いわば不良債権の要処理額になるという意味であります。

逆に、簿価よりも貸出から得られるキャッシュフローの割引現在価値方が大きい場合には、他に資産はないという前提になっていますので、その上回る部分が「理論的な自己資本」

本」ということとなります。金融機関にとって信用コストを上回るネットの収益を上げることができれば、そこに利益が生じ、これが株主に帰属することになるといって考えであります。

つまり、不良債権の要処理額と理論的な自己資本というのは、まさに同じ概念であり、簿価と貸出の時価とどちらが大きいかによって、簿価の方が上回っている場合は、要処理額あるいは引当不足額が生じていることとなります、貸出の時価が簿価を上回っていれば、これは資本として株主に帰属するプラスの部分があるということになります。

図表5の計算式で申し上げたことを図で示したものが図表6でございます。横軸は、上下図とも債務者の信用状態を示しており、右へ行けば行くほど正常債権から要注意、要管理、破綻懸念と、だんだん債権の区分としては悪くなっていくとい

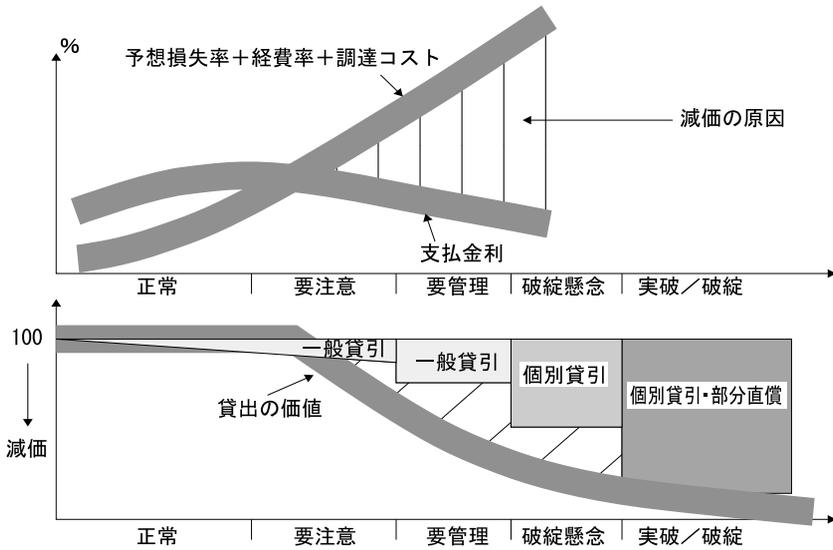
うことを示しています。縦軸は、上の図ではフローの損金を示しております。左下からクロスして右上の方へ行っている曲線が、信用コストを含めた貸出債権にかかるいわばコストであります。

これは、期待損失率、当該金融機関の経費率、市場からの調達レート（あるいは預金のコスト）などを合わせた資金の調達コストと考えられます。

次に、その貸出から得られる受取金利を示したものが、左の方では先ほどの曲線の上にあつて、途中のどこかでクロスして右下がりになっている曲線であります。この曲線は、右に行くに従つて債務者の信用状態が悪化し受取金利が下がってくることを示しています。この二つの曲線がどこかのところでクロスする場所があつて、そのクロスする場所の左側は、ネットで採算がとれている、信用コストを含めたベースでその貸出しが利益を得ているところであります。先ほど申し上げました

図表6 不良債権とは何か（概念的な整理）＜続き＞

－収益性と減価の関係



ように、それは株主にとってプラスになる、利益の源泉になっている部分であります。反対に、右側は、受取金利よりも全体の信用コストを含めたコストの方が上回っているということになりますから、損失が出ているということですので、この部分がまさに減損が発生している部分ということになるわけでありま

す。
 以上の図がフローの部分であるのに対して、下の図は、それをストックで示したものであります。上の図で二つの曲線がクロスする点よりも左側のところは、簿価と比べた場合に、貸出から上る収益に対してコストを差し引いたものの割引現在価値の方が上回っていますので、この部分は経済価値としては〇

○%の価値が保たれていて、減損している部分はない。それに対して、おそらくその交点は、正常債権の低位から要注意債権のどこかということになっていえると思われまふ。上の図の両線がクロスしているところより右側では、その債権の経済価値が減損をしてきて、最終的にはその価値がゼロにどんどん近づいていってしまう。

ここでのポイントは、ストックで貸出債権に減損が発生しているということは、フローでみれば信用コストを含めた貸出採算がとれていないということと、同値である、ということとです。金利減免という措置がとられていても、信用コストを含めた貸出採算がとれていなければ当該債権に減損は発生していないし、金利減免措置がとられていなくとも貸出採算がとれていなければ減損は生じていることもあるわけです。

三、不良債権の捉え方に関する 内外の潮流

私もがこのようなファイナンス理論の当たり前のことをなぜ申し上げたのかというと、幾つかの「不良債権の捉え方に関する内外の潮流」があつたからであります。すなわち、金融商品についていえば、時価会計の適用が既に二〇〇〇年度から始まっているわけでございますし、固定資産の減損会計も二〇〇五年度からの導入が決まっております。既に二〇〇三年度からの早期適用も可能でありますし、業界によっては、この減損会計の部分をも有価証券報告書上に注記をしている企業も既に出てきていますと理解しております。このように有価証券、それから不動産についても、減損会計的な経済価値の把握の仕方が出てきているわけでありまして、貸出債権についてもそのよう

なものの考え方を導入しても、決しておかしくはないというのが、私どもがこのようなものの考え方をするに至った背景にあるわけであります。

実際問題として、米国の会計基準では既に減損ルールが制定されておりますし、国際会計基準においても一九九八年に減損ルールが制定されたところでもあります。バーゼルの銀行監督委員会が出しておりますサウンド・プラクティス・ペーパーにおいても、一九九九年に国際的な指針として減損会計が出てきております。わが国においても、公認会計士協会・監査実務指針では、「割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後所要の見直しを行うこととする」ということが検討課題として既に示されているわけであります。

さらに、金融再生プログラムにおきましては、

大手行について、その要管理先債権、大口債務者について、DCF的手法（ディスカウント・キャッシュフロー法）により減損見込額を計算するという考え方が示され、実際に具体的にどうやっていくのかということが金融庁、公認会計士協会等関係者の方で検討されている状況にあるということについては、皆様も、もうご承知のとおりでございます。

四、不良債権問題の現状

現時点におきます不良債権は、図表7にありま
すような一覧表に整理することができます。金融
再生法に基づく管理債権は右から二つ目のところ
にございますけれども、上段が全国銀行で、破綻
更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要
管理債権を合わせますと四三兆二〇〇〇億円にな

不良債権問題の基本的な考え方

図表7 自己査定、開示債権および償却・引当の現状

— 全国銀行、() 内は都長信13行、02/3 月末。

(単位: 兆円)

自 己 査 定					金融再生法 開示債権	貸倒引当金 <引当率>
分類債権 債務者区分	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先・実質 破綻先 7.4 (3.2)	引当金、優良担 保・保証により カバー 2.9 (0.8)	不動産等一般 担保・保証によ りカバー 4.5 (2.4)	全額引当 引当金は 非分類に計上 0.0 (0.0)	全額償却・引当 引当金は 非分類に計上 0.0 (0.0)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 7.4 (3.2)	個別貸倒引当金 破綻・実質破 綻先Ⅳ・Ⅲ分 類の引当 (債務者毎) 100%
破綻懸念先 19.3 (12.2)	引当金、優良担 保・保証により カバー 8.9 (5.3)	不動産等一般 担保・保証によ りカバー 7.2 (4.6)	必要額を引当 引当金は 非分類に計上 3.3 (2.3)		危険債権 19.3 (12.2)	破綻懸念先 Ⅲ分類の引当 (債務者毎) 約70%
うち 要管理先					要管理債権 16.5 (11.3)	一般貸倒引当金 要管理先債 権の担保ア ンカバーの 引当 約15%
要注意先 80.2 (45.8)	24.1 (9.4)	56.1 (36.4)				要注意先・正 常先債権に対 する引当
正常先 393.4 (250.8)	393.4 (250.8)					該当債務者全体 に対して引当
	非分類計 440.5兆円	Ⅱ分類計 67.8兆円	Ⅲ分類計 3.3兆円	Ⅳ分類計 0.0兆円	分類債権計 71.1兆円	

- (注) 1 金融庁、各行の公表資料により作成。
 2 欄外記載の分類別合計値は、債務者区分の対象とならないその他部分（プロジェクト・ファイナンス、個人ローンの一部等）を含んでいるため、枠内の計数の合計とは一致しない。
 3 自己査定結果として示される分類債権のうち、破綻懸念先以下に対するⅢ・Ⅳ分類は、個別貸倒引当金が控除されている一方、要注意先Ⅱ分類債権は、一般貸倒引当金が控除されていない。

ります。恐らく九月末の数字は四〇兆円をちよつと超えるぐらいの規模になっております。その中には、右側にありますような個別貸倒引当金で積まれている部分ですが、優良担保保証によつてカバーされている部分も含まれています。もう一方では、「その他要注意債権」すなわち、要管理先を除いた要注意債権の中にも経済的価値の減損が生じている債権もあるかと思っております。

図表8ですが、これは、信用コストと貸出利鞘の推移を示したものであります。ここで、信用コストといっているのは、いわゆる不良債権処理額のことでございます。振り返ってみますと、我が国の信用コストというものは、これまで大変低率にとどまっております。これは戦後、右肩上がりの経済成長がずっと続いておりまして、これまでの信用コストという部分は、1%にもとても満たない0・1%とか、それ以下の状況がずっと続いてまいりました。昭和四〇年不況の直後、あるいは列島改造ブームやオイルショックの後に、個別には不良債権が非常に大きな痛手となった金融機関もあつたわけですが、金融機関全体として見れば、決してそんなに大きな信用コストではありませんでした。むしろ一九九〇年代に入って初めて大きな信用コストが発生したわけでありま

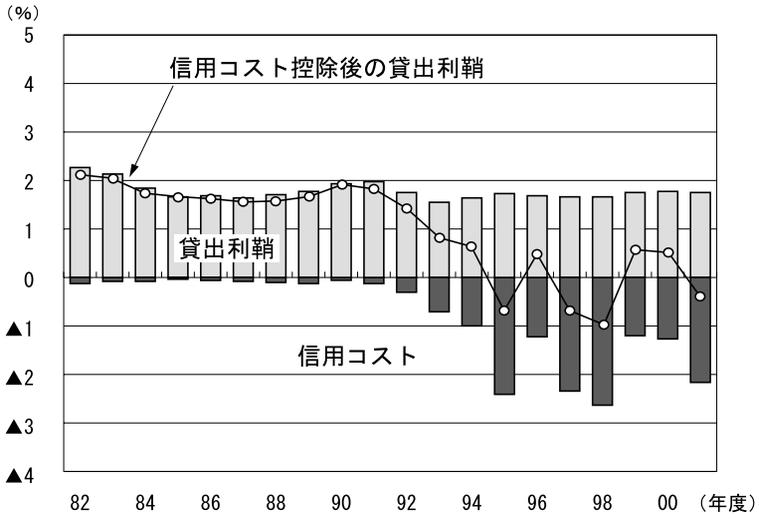
す。表面的な貸出利鞘は、一九八〇年代の初頭から二〇〇一年度に至るまで、余り変わることなく推移していますが、九〇年代の途中から、信用コストを示す黒抜きの逆向きにある棒グラフが非常に大きくなつてきております。その結果として、信用コスト控除後の貸出利鞘がマイナスになるという状況が続いています。特に、大手行の場合には、これが九年連続マイナスというような状況が続いているわけであります。

これに対し、アメリカの場合はどうであるかというのをお示しましたが図表8の下の図でございます。アメリカの場合には八〇年代の後半に、金融システムの不安定な時期があり、大手金融機関でもその処理が大変な時期があつて、信用コストが非常に高かつたわけですが、結果的には九〇年代に入つて、信用コストの上乗せ分がオンされるような形で表面的な貸出利鞘が少し増加したのに対し、信用コストが九〇年代の半ばから減少したこ

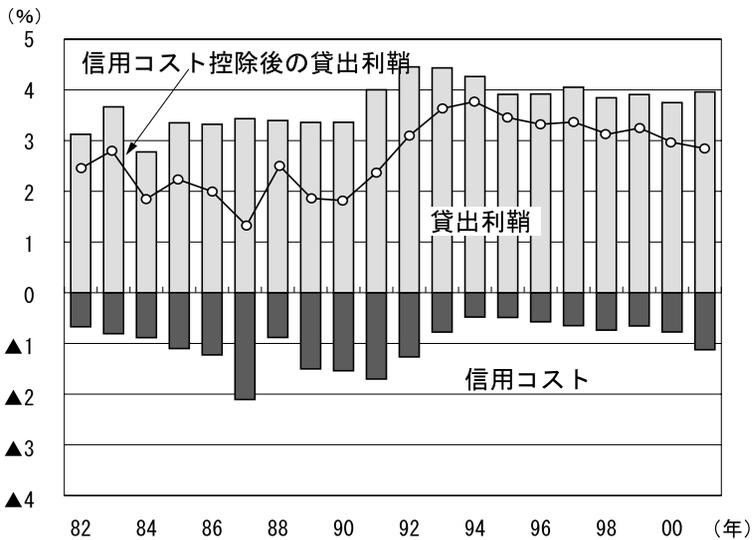
不良債権問題の基本的な考え方

図表8 信用コストの推移

(邦銀)



(米銀)



(注) 1. 邦銀は全国銀行ベース
2. 米銀は FDIC 加盟商業銀行ベース

とにより、信用コスト控除後の貸出利鞘はこのところ三%台を維持してありました。

ここで注目いただきたいのは、米国の場合は、非常に厳しかったときの信用コストが二%ぐらいあったということではなく、九〇年代でも〇・五とか〇・七ぐらいはあったということです。

日本の場合、現在の二%を超えるような状況というのは、確かに異常な状況ではあるわけですが、米国の側からみても今後ともむしろ〇・五とか〇・七程度の信用コストは、覚悟しておかねばならないのか、と考えています。というのは、経済先進国においては、産業は他国との競争に晒されており、経済構造を常に変えていかなければならない訳で、その過程ではある程度高めの信用コストが発生すると考えられるからです。これまでの一九六〇年代から一九九〇年頃に至る日本の信用コストが異常に低かったというふうに考えた方がい

いのではないかと思っているわけであります。

同じようなことは欧州についてもいえます、欧州でも、やはり〇・五から一%程度の信用コストというものは、どうも見られるという事実があるようでございます。

五、不良債権に対する対応の基

本原則——総合的な対応の必要性

不良債権問題について、私どもがこのようなペーパーを発表するに至ったのは、主として三つの理由があります。一番目は、冒頭に申し上げましたように経済の構造調整に伴って、なお不良債権の新規発生が高い水準で続く可能性が高いと見られること、第二番目は、今申し上げたように、金融機関の貸出利鞘が薄い状況が続いていること、三番目は、金融機関の体力というものが非常に脆弱化してきていることであります。

平成一四年度の上期の大手行の決算は、一二年の上期以来四期ぶりに経常利益や当期利益がころうじてプラスになっております。これは、不良債権の処理額が相対的にいえば少額にとどまったからであります。その背後には一四年度の上期の企業破綻が相対的には多くなかったこと等があります。

しかし、御案内のとおり、株価の状況を反映して、有価証券の含み損の幅が拡大したことにより、今年の九月末の大手行の体力はかなりの水準まで低下をし、一九九八年の三月に比べても低い数字のところまで落ちてきています。

しかしながら、自己資本比率は一〇%台の半ばでありますので、多少落ちましたけれども、余り大きな変化はありませんでした。ということは、逆にいうと、リスクアセットがそれだけ大きく減ったということであります。この上期中に大体

七%超、二五兆円強のリスクアセットの減少が見られたということであります。これは、国内の貸出だけではなくて、海外資産の圧縮、株式の処分等々によるものであります。平成一五年度は年度全体で三七兆円ぐらい減少していますので、半期で二五兆円程度というのは、ペースとして見れば、昨年度を上回るペースであります。

ただ、現在の景気情勢のもとで、それ自体として景気が余りよくないことを裏づけることになるのかもしれませんが、資金需要が非常に低迷をしていたということがありまして、リスクアセットの減少に伴って、個々の問題はともかくとして全体として観察すればそれほど大きな問題が起こっていないわけではないように思っております。と申しますのも、私も短観で見えています金融機関の貸出態度判断についても、今年度の中小企業への貸出態度判断は、マイナス九からマイナス一〇ぐ

らの水準であり、この一年間ぐらいはほぼ横ばいの状況になっており、金融機関の貸出態度がこへきて厳しくなったとは、全体としてみれば、いえないからであります。

もちろん、債権の流動化等の措置も随分進んできております。資金的にローン・ポジションであるところの地銀・第二地銀、あるいは系統金融機関を中心に、大手行の貸出債権をいわゆるローン・パーティシペーションによって引受けることが進んできております。これらは、大手行がリスクアセット削減に動いている中で、経済全体の信用リスクを新たに引受けているものとして、注目して良い動きであると思っています。

このような状況のもとで、不良債権に対する対応の基本原則としては、総合的な対応の必要性があるという観点から、幾つかのことを述べたいと思います。

まず第一に、不良債権の経済価値を適切に把握する必要があります。先ほどご説明した考え方を直截に表現しているのがDCF的手法（ディスカウント・キャッシュフロー法）であります。この手法を用いた経済価値の把握については、ディスカウント・ジャーマ資料等を見ますと、東京三菱銀行では既に実施しておられるとの記述がございますし、米国等の金融機関では、一般的に行われていることでもあります。

米国との関係でいえば、米国の場合にはプロジェクト・ファイナンス型の貸出が多く、日本のように債務者に対する貸出ではありません。従ってそれぞれの事業から上がってくるキャッシュフローの見積もりの仕方が容易であるという意味においては、米国の方が、DCF的手法を導入しやすいという面はあるうかと思えます。しかしながら、工夫を凝らしていけば、日本でもやってみ

ないことではないのかと考えております。

もちろん具体的な方法についてはこれから検討していくことになります。しかも直ちにこれが確定版であるというようなものに至るかどうかわかりません。しかしながら、信用リスクの計量化というようなこと一つとっても、数年前にはなかなか日本ではできないのではないかといわれておりましたけれども、現在では、日本の金融機関でも、それぞれの企業格付に応じて倒産確率をはじめ、回収率を試算するまでになってきております。

このように日進月歩でリスク管理技術、あるいは、それをベースとする会計技術は進歩しているという意味において、この部分についていえば、ファイナンスの理屈に割と近い形で早期に実現していくのではないかと考えております。

経済的価値の適切な把握とそれに基づく適切な引当てによって、貸出債権の流動化マーケットの拡充につながると考えております。すなわち、貸出債権を流動化しようと思ったときに、どの値段で売っていったらいいのかということについて、経済価値と見合うところの価格がついていれば、切り離れたときに新たに損失が出たりすることはないわけであります。しかし、もしも引当てが不十分だとすると、その経済的価値を世にさらした瞬間に、追加的なロスが発生してしまつて、なかなか売りにくく、マーケットが育ちにくいということでしょう。従つて、経済的な価値の把握とそれに基づく適切な引当ては、貸出債権の流動化市場の拡充に当り重要ではないかと思つております。

また、リスクに見合ったリターンをとつていくという観点からいつても、大体どのくらいの信用

コストがかかっているのかを正確に認識することによって初めて、本来あるべき貸出金利の水準を讀み取ることができるようになりますから、そのことが金融機関の収益力向上のための第一歩になるということとは間違いないことであろうと思っております。

リスクに応じた貸出金利の設定についていえば、昨今の金融情勢、すなわち、政策金利がほぼゼロ金利に近く、かつ、資金需要も非常に落ち込んでいるという状況のもとにおいては、これは、なかなか簡単には進まないわけですが、各金融機関はこの点について随分努力されてきたと思えます。特に、この上期中においては、貸出利鞘の改善、言い換えれば、リスクに見合ったリターンを取っていくことの努力は、かなり進んでいるようであり、私どものアンケート調査などによれば、平成一三年度下期に対して一四年度上期におい

て、貸出金利の利鞘が改善した金融機関の数は、悪化した金融機関の数を上回っているという結果が出てきております。

不良債権問題解決に向けて必要な二番目の点は、金融機関と企業の収益力強化であります。金融機関の収益力強化を図るためには、貸出利鞘を強化すること、リスクに見合ったリターンを取るといったことだけでなく、コストの削減などを進め、あるいは新しい業務分野への進出を図るといったことももちろん必要ではないかと思っております。

新しい業務分野への進出ということについては、いわゆる役務取引等に係る収益が重要であります。これは日本の場合には欧米の金融機関に比べてなかなか難しいといわれておりますが、いわゆるシンジケート・ローンに対する手数料や資産流動化に関連した手数料の伸び率が、このことこ

る高まつてきております。特に大手行では、一三年度下期あたりから、シンジケーション等の預貸関連手数料の強化に相当力を入れてきており、現実にそれが実を結ぶようになってきているように思われます。

また、コストの削減についても、経費の削減が人件費、物件費ともに随分進んできたと考えております。店舗数も、大手行の場合には、平成三〜四年ごろに比べますと四分の三ぐらいまで減少してきていますし、職員数は七割ぐらいまで減少してきていますので、かなりのコスト削減努力が続けられていると思っております。金融機関の側で、このような努力をさらに続けていくとともに、そのための金融制度、業務規制、税制等のあり方について、できる限り見直しが図られていくことが必要ではないかと考えております。

また、金融機関と企業との関係につきまして

は、これまで日本の金融機関が行ってきた貸出モデル、すなわち、景気の悪いときには金融機関がファイナンス面から支えて、景気が良くなつてくると、過去の分を含めて返してもらおうという貸出モデルが、不良債権がこれだけ累増してきている状況のもとでは、果たして続けていけるのかどうか、よく考えてみる必要があるのではないかと思っております。

先ほどの図表6の下の方にありますグラフに示されておりますように、貸出債権の価値は、詰まる所貸出先の企業価値に等しいのでありますが、企業の価値が大きく低下する前の段階で、企業にとって採算性の低い部分を切り離すなど手当てを講じ、当該企業の価値が下がり、貸出債権の劣化が進むことを防ぐ必要があると思います。仮に、同じグレーであっても、ブラックグレーに近づいてくればくるほど、もう一度それをもとに戻すた

めには多くのコストがかかるわけです。従って、企業の経済価値が大きく減少しない、いわばホワイトに近いグレーのうちに、早めに手を打つことにより、ホワイト化するべきものはホワイト化していくことが大切であると思っております。

実際問題として、最近では、金融機関自身、あるいは金融機関が自らの経済研究所等々の知恵を使って、企業の事業の見極めを早期に開始する努力をしているのは、非常によい方向へ向かい始めていると思っております。

いずれにしても、企業が両足で立っていること、言い換えれば、企業が健全なキャッシュフローを生み出していることそのものが、金融機関の収益の源泉になっていることは間違いないことです。そういう意味で早い段階で企業再生に取り組んでいくことが必要だろうと思っております。

円滑な企業金融の確保については、健全な企業活動を短期的な金融面の圧迫から防ぐためには、いわゆる証券化技術を応用した新たな市場の育成や企業の資金調達チャネルの多様化など、いろいろな工夫をしていく必要があると思われまます。また、証券化商品に対しまして公的な信用補完機能を拡充していくことも有益ではないかと考えております。

ただ、そうは申しましても、民間金融機関が対応できる分野については、公的金融機関の業務についていえば、廃止ないし縮小を通じて民間金融機関のビジネスチャンスを拡大していくことが基本的に重要であることは間違いないわけであり、この点には留意しておく必要があると思えます。

金融システムの安全性確保についていえば、この「不良債権問題の基本的な考え方」の公表に先立って、九月の半ばに、金融機関の保有株式の削

減促進のために、株式を買入れるというスキームを発表いたしました。八月末から九月の初旬にかけての株価低落、そして不良債権問題への警鐘というような市場からのシグナルに対応したものです。「株価が下がると金融機関の不良債権処理能力が低下し、そこからさらに金融機関の金融仲介機能が低下して、さらにそれが景気にはね返ってきて、また株価を下落させる」という悪循環を何とか遮断したいということで行った措置であります。換言すれば、金融機関の株価変動リスクを日本銀行が肩代わりし、その軽減を図るということが狙いでありました。

狭義の金融市場に対する流動性の供給という面では、これまでの手法で、十分過ぎるだけの資金は出ているわけですので、今回の措置は、あくまでも金融機関の価格変動リスクの軽減を目的としたものです。従って、株式保有額がティア1

を超過している金融機関を対象として、大体二兆円程度をめどにして上場株式を買入れることを、原則として一五年九月まで実施し、必要に応じて、一六年九月まで延長することであり、一六年九月まで延長するということではありません。据え置き期間は五年で、一九年九月までは原則として処分はしないこととしております。もちろん、自社株買入れ等の例外的な場合については売却することもあります。基本的には、一九年一〇月以降、二九年九月末までに売却をしていくという計画で始めたわけであります。現在のところ、一二月一〇日現在で七一億円の買入れとなっております。

公的資本の注入について申し上げるならば、私どもとしては、「公的資本注入先にありき」というような議論を決してしているわけではありません。不良債権の早期処理を積極的に進める金融機関が、その結果として自己資本を毀損するという

ことはあり得ることだと思っておりますけれども、その時点で財務に関する透明性がしっかりしており、その後の経営方針について市場の信認を得ることができるのであれば、市場から新たな資本を調達することは十分可能になるはずだとは考えております。

ただ、それが何らかの事情で直ちには実行できない。かつ、金融システムの安定確保に必要というような場合には、公的資本の注入というのもし一つの選択肢として検討されるべきではないかということを申し上げたわけでありませう。公的資本の注入先がありきということではなくて、一定のルールのもとで経済的価値に見合った形での引当て処理をきちつとやるのが、何よりも先決だということでありませう。

同時に、公的資本の注入についていえば、金融機関の自主的かつ責任ある収益力向上努力を促す

ような形で実施される必要があると考えております。公的資本注入の際に課せられる条件がいろいろありますと、必ずしも金融機関行動に合理的でないような条件がつくことがあり得るわけでありませう。経済合理的に言えば、リスクに見合ったリターンということを中心にして、それ以外の要素がいろいろ入ってくるのはいかなるものかと考えておりますので、このあたりも気をつけていく必要があるのではないかと私どもでは考えているところであります。

以上、種々申し上げましたけれども、不良債権問題につきましても、極めて当たり前のことを当たり前にやっていく必要があるということ、物事を非常に広く、大きく捉えていく必要があるということでありませう。そのような意味では、政府部内において、既に金融庁だけではなくて財務省、経済産業省、あるいは国土交通省といった省

庁が新たなIRC（産業再生機構）等々の設立に關して動き出していること、あるいは金融機関に對する検査のあり方、あるいは引当ての手法等々についての検討が進んでいるということは、大きな前進であると考えているところであります。

六、日本銀行検査の目的と留意点

最後に、日本銀行の検査について申し上げたいと思ひます。

日本銀行の検査は、現在は、日銀法第四四条において、日銀法の「第三七条から三九条までに規定する業務を適切に行ひ、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして」行うものであるということを実施しているものであります。検査の定義としては、「取引先金融機関等の業務及び財産の状況について、日本銀行が当該取引先

金融機関等へ立ち入って行う調査をいう」となっております。

新日銀法になつて初めてこういう根拠規定が導入されたわけでありませんが、検査そのものは、実際には昭和六年ぐらいから私どもの取引先の金融機関との間で契約に基づいて実施して参りました。それを新日銀法の制定に当たりまして、こういう条文の形で根拠を与えたということでありま

す。しかし、検査の性格としては、検査は検査権と云ふような権力的行為ではなくて、あくまでも契約に基づいて行うものであるということが、日銀法第四四条の条文に書いてあります。「検査に関する契約を締結することができる」と云ふことになつております。「検査をすることができる」と云ふ書きますと、日本銀行の検査というものが、ある種、権力的に行い得る根拠を与えることになるの

ですけれども、「契約を締結することができる」ということで、審査はあくまでも私的自治の範囲内で行われるものである、とされたわけでございます。それは日本銀行の性格として、公的な機関ではありませんけれども、行政権には属していないということと、いってみれば表裏をなす考え方になっていくわけであります。

また、その際「審査を行う場合には、当該審査に伴う取引先金融機関等の事務負担に配慮しなければならぬ」ということが法文上示され、私共の日常の審査運営でもそのことを肝に銘じておる次第でございます。

日銀が審査を行う前提となります第三七条から三九条にはどのようなことが書いてあるかと申しますと、第一番目に「金融機関等に対する一時貸し付け」（日銀法第三七条）、これは金融機関のコンピュータのシステムダウン等によって未決済

残高が膨張した場合に、日本銀行が行う一時的な貸し付けであります。

二番目が「信用秩序の維持に資するための業務」（日銀法第三八条）として、いわゆるレンダー・オブ・ラストリゾートとしての無担保貸付けのことです。

第三九条が、第三番目の「資金決済の円滑に資するための業務」であり、これら三つの業務を適切に行い、また、適切な実施に備えるためのものとして審査が位置づけられているということであります。

審査で何を調査しているのかといいますと、「業務及び財産の状況の適切な把握」ということになりませんが、具体的には、第一に、個別の金融機関の経営体力が十分であるかどうかということであります。第二に、将来、経営体力を毀損することにつながりかねないようなりスクが的確に管

理されているかどうか、ということでもあります。

リスクの種類については、色々な分け方があるかと存じますが、例えば、不良債権問題というような信用リスク、有価証券投資、デリバティブ取引等に関連した市場リスク、顧客とのトラブルとか、システムトラブル等に関連したオペレーショナルリスク、というような形に整理することができると思います。これらの三つのリスクを的確に管理しているかどうか、というのが調査ポイントであります。

三番目には、経営体力があっても資金決済ができなくなってしまう、決済システムが麻痺してしまう可能性がないかどうか、いわゆる決済流動性リスクというものがどうなっているかというあたりのチェックを行います。

そして、そのような個別の金融機関の業務及び財産の状況を把握すると同時に、金融業務という

のは常にイノベータータイプに動いているわけでありますので、新しい業務が開始された場合に、それがシステムミックリスクの原因となりかねないかどうか、そうしたものがありはしないかどうかというような観点からの調査させていただくのが、私どもの調査の役割であります。

証券会社に対する調査も昭和五〇年代から行っておりませんが、上記のような観点で時期に応じていろいろな問題を扱ってまいった次第でございます。ノンバンクにおける貸出債権の劣化が問題になった六〇七年前には、信用リスクに関連した調査をさせていただいたかと思えます。

現時点においても、もちろん信用リスクの問題もあろうかと思いますが、それだけではなくて、いわゆるアジア危機とか、それと相前後して起こったロシア危機とか、あるいは中南米危機とかに端を発するリスクに対して、どういう形で対応

してこられたのか、そして将来的に同じようなことが起こった場合に、一体どういう対応が図られるのであるうか、そういう観点ももちろんあるでしょうし、あるいは、私どもとの間で国債関係のDVPが行われているわけでありませけれども、その関連での資金決済の管理がどうなっているのかというようなことも重要なテーマではないかと思っております。

その時々によってテーマはいろいろ変わってくるわけでありませけれども、私どもとしては、日銀法の第一条第二項に「日本銀行は、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする」という条文があり、この条文から読み取れるところで必要に応じて調査をさせていただくということではないかと考えております。

特に、証券会社を含めて金融機関の業務が高度

にシステム化をしてきているわけでありませので、私どもとしても、それに対応できるだけの調査スタッフの育成やノウハウの蓄積などに日夜力を尽くしているところであります。

今後とも私どもの調査については、よろしく御協力をいただければと思っておりますし、また、日頃の考査とは別に、私どもではオフサイトというふうに申し上げておりますけれども、日常のインタクトの中で、諸問題について、いろいろヒアリングをさせていただいているかとも思っておりますが、これについても引き続きよろしく御協力を賜れば幸いです。

ご清聴誠にありがとうございます。(拍手)

関理事長 どうもありがとうございます。

大分時間が迫っておりますけれども、せっかくの機会でございますから、質疑に移りたいと思

ます。いずれも興味深いお話だったと思います
が、何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ
御発言いただけませんかでしょうか。

質問 不良債権問題の基本的な考え方について、
やはり一般的に一番問題なのは、金融機関は不良
債権というものを厳しく査定して、自らそれに対
処する方法を講じていくべきであるということとは
よくわかるのですけれども、それと同時に、厳し
く査定すればするほど、企業の方は存立を問われ
るということになって、存立を問われた企業は一
体どうしてくれるんだ、そういうのをぞろぞろ発
生させることによって日本に失業がふえ、景気が
悪くなるということについてはどうなのだ、その
二つの兼ね合いというものをどう考えているの
か、こういう疑問が一番多いのではないでしょ
うか。その点はどうでしょうか。

答 最も難しい御質問をいただいたと思っており

ます。まさに不良債権の問題と景気ないし日本経
済との関係ということになるんだらうと思います
し、あるいは、言葉を換えて言えば、デフレが先
に存在しているのか、不良債権問題の結果として
デフレ経済になっているのかという問題でもあ
るかと思えます。

これはどちらがどちらだとは、断じ切れない問
題であると思っております。ある意味で、私ども
が短期金融市場に相当多額のお金を供給しても、
それがなかなか広義の金融市場というか貸出市場
の方に回っていかない背後には、どうもその間
のパイプが詰まっている部分、すなわち、金融機
関の不良債権の問題があるのは、まず間違いない
と思えます。しかし、ではパイプをきれいにする
過程で企業のリストラ等が急速に起こり、経済全
般が完全に傷んでしまっていて、日本経済はとん
でもない状況になるかもしれない、という問題が

あるということですが、だからといってパイプをきれいにするのを先送りする訳にもいかないの、だからこそ、これは日本政府挙げて取り組んでいただかなければいけない問題だということ、換言すれば、健全な金融機能を回復していくためには、やはり不良債権の問題を避けて通ることはできないわけでして、そうだとすれば、いわゆるセーフティネットをできる限り準備をした上で、この問題を齊々と進めていく覚悟をしていくということにならざるを得ないだろうと思います。

そういう意味では、先ほどグレー債権について、ホワイトグレーであればホワイト化しやすいが、ブラックグレーになっていけばなかなか回復するのは難しいということを申し上げましたけれども、一部企業においてはそういう状況に立ち至っている可能性もあるわけで、その場合には相

当ドラスティックなりハビリテーション・プログラムをつくらなくてはいけませんので、そのために必要なコストは国民全体で負担をしていくことになっていくのではないかとということであります。

お答えにはなっていないかと思えますけれども、ここのところは我々もそういう意味で、どれだけの痛みを伴うのか、その辺のことについては、金融機関の方々あるいは産業界の方々等からも十分に御意見を賜りながら、この問題を進めていかなければいけないと理解しております。

関理事長 ほかにどなたか……。

それでは、私の方から質問させていただきますが、教科書風かというと、銀行というのは、融資先の企業の情報を非常に正確に把握して、そういう情報を利用してリスクを見きわめ、資金を配分していく、そういう役割を果たすということで、現

に、かつては銀行の中で審査部というのが非常に強い力を持っていたといわれておりますが、バブル期を境に、不動産さえあれば幾らでもお金を貸しますよという体質に変わっていったら、現実にも審査部などはなくなってしまうという話も伝えられております。

それで、一連の不良債権の発生とか、もし処理が遅れているのであれば遅れている原因に、何か銀行の情報を把握する力、情報生産とか情報蓄積機能というようですね、個別は別として、全体としてそういう力が落ちてきているということがあるのだろうかというのが、伺いたいことの一つです。

もう一つ、それと関連しますと、今度の竹中大臣の「金融再生プログラム」というのは、不良債権処理を急げということですが、解決に当たっては、行政の方がかなり前面に出て、これは

再生するとか、これは再生の見込みがないとか、やや政府とか行政が、前面に出る姿勢が出てきているように思うのですけれども、そういった傾向に対して、銀行の持っているリスク判定能力との関連で、銀行側は自分たちの判断に余り自信が持てないという状態で、むしろ行政が出てきた方がいいという感じなのか、あるいは、せつかく自分たちが判断して、不良債権処理にもある程度時間をかけてやっていきたいと思っているのに、行政が頭ごなしにやってくるというのは、どうも適当ではないのではないかと感じるのか、いずれも差し支えない範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

答 これまた難しいお話であります。金融機関あるいは銀行の企業に対する情報把握力ということが全体として落ちているのかどうかということになると、メインバンクといわれているところにつ

いて、企業を把握する力が落ちているとは私は必ずしも思っておりません。やはり企業が行っている活動について最大の情報を持ち、その情報を分析し、その資金需要を的確に把握するとか、あるいは将来に向かって収益計画が適切かどうかを把握していく能力に関しては、銀行がやはり今のところ非常に強い力を持っていると思います。

もちろん、間接金融だけではなくて直接金融の方も発達してきているわけでありますので、投資家を代弁してアナリストの方たちが分析できるような形で皆様方も御努力されて、企業の情報開示がどんどん進んできているわけでありますけれども、やはり銀行が核心となる情報を持っているのは間違いないだろうと思っております。

しかしながら、これまでの審査のような、オー

ル・オア・ナッシング的な物の考え方について言えば、多少変化していかざるを得ないと思います。経済の成長率が高度成長期に比べてこれだけ落ちてきて元来将来のことに絶対ということはないのですが、「右肩上り」の経済というか、欧米にキャッチアップしていく過程の経済が終焉した中にあるのは、将来起こるべきことについてはこれ以上に不確実性を持って見ていかなければならなくなっているということでありましょう。

企業格付制度を導入しながら倒産確率をはじめて信用リスクを管理していくというのは、そうした不確実性を現実に活かした管理手法でしょう。そういうことを通じて、オール・オア・ナッシング的では、つぶれる可能性がちょっとでもあれば貸出は実行しないとしてきた融資先に対しても、一定の確率で破綻することを見込んだ上で、その

リスクを貸出金利に乗せることによって金融機能が維持できるという意味で、金融機能が働くチャンスが増える面もあるのではないかと思います。

それから、行政の介入の程度については、ある企業を再生できるかどうかという判断は、基本的に金融機関がそれぞれの自主的な経営判断のもとで、行われるべきものであることは間違いありません。ただ、ある一定規模を超えてくれば、その企業が持っている顧客基盤などの大きさからすれば、金融機関の判断だけで破綻させていいものかどうか、経済全体への影響を考えると難しいというところもあるうかと思えます。

そういうケースでは、場合によって行政との間で話し合いが行われることもあってもそれを最初から悪いことと決めつけるわけにはいかないと思いますし、社会政策的な観点などからの影響の大

きさから判断して、これはどうしても破綻させてはいけないということになれば、これは全くの私見ではありますが、そういうところに対して国民経済的な負担ということを考えてもいいのかもしれないとも考えられなくはないと思っております。これはいろいろな意見があるうかと思えますけれども。

ただ、いずれにしても、日本のマーケットもグローバルに既に開かれているわけでありまして、現在ののような状況でどんどん金融機関の体力が疲弊してきて、不良債権問題がなかなか片つかないという状況をずっと続けていくこと自体が、むしろサステナブルではないように思われますので、その点は、ほかの価値とのバランスになっていくのだろうと思えます。

関理事長 大変御丁寧な御説明をしていただきまして、ありがとうございます。

それでは、まだまだ御質問があるかもしれませんが、時間になりましたので、本日はこれで終わらせていただきます。

(やすい はじめ・日本銀行検査局次長)

(本稿は、平成十四年十一月二十四日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

安 井 肇 氏

略 歴

昭和50年 東京大学法学部卒業、日本銀行入行

昭和59年 ロンドン事務所駐在参事付

昭和63年～平成5年 検査局調査役、人事局調査役、企画局調査役

平成5年 名古屋支店営業課長

平成6年 検査局検査課長

平成8年 検査役

平成10年 横浜支店長

平成12年 検査局参事役

平成13年 検査局次長